

国民健康保険のお知らせ

☑ 詳細 国保課 ①②=☎32-6418 ③④=☎32-6425

①保険証の郵送方法について

10月の保険証更新から、簡易書留での送付を希望される方は、申し込みが必要です。申し込みのない方は、今までどおり普通郵便で送付します ※すでに申し込まれている方は、申し込みは不要です

申し込み方法 ●窓口(市役所11番窓口、のぞみ・勇払出張所)で申し込む場合=保険証を持参し、備え付けの申し込み用紙に必要事項を記入 ●郵送で申し込む場合=保険証の記号・番号、住所、世帯主の氏名、電話番号を記載し「簡易書留希望」と明記して、はがきまたは封書で 国保課 ※電話での申し込みは不可。簡易書留は受け取りの際に受領印が必要です。不在などが続き、受領期間が過ぎると市役所に返送されます

申し込み期間 9月2日(月)まで

②入院や高額な外来診療を受ける場合は申請してください

入院や高額な外来診療を受けたときに、病院での支払いが高額療養費の自己負担限度額で済む「限度額適用認定証」と入院時の食事代を減額する「標準負担額減額認定証」を交付します。現在入院中の方は早めに申請してください。 ※認定証の有効期限が切れた方も改めて申請が必要です

対象 ●国民健康保険加入者で70歳未満の方=限度額適用認定証 ●国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の方=限度額適用・標準負担額減額認定証

申請に必要なもの 国民健康保険証、現在お持ちの認定証、印鑑 ※住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院期間が90日を超える方は、ほかに入院期間を確認できる領収書または入院期間証明書が必要です

申請場所 国保課(市役所1階11番窓口)、勇払・のぞみ出張所

③医療費の一部負担金の減免・猶予制度について

災害により資産に重大な損害を受けたり、倒産や失業による収入の減少で生活が困窮し、一時的に生活保護に準じる状況にある世帯で、病院や薬局の窓口での自己負担金の支払いが困難な場合は、自己負担金の減額、免除または徴収猶予を申請することができます

提出書類 申請書、収入についての証明書などが必要 ※書類審査に時間を要しますので、病院などにかかる予定の方は早めに相談してください

減免などの期間 3カ月以内(猶予された一部負担金は猶予後6カ月以内に支払うことになります) ※要件や提出書類の詳細はお問い合わせください

④国民健康保険高額療養費について

医療機関に支払った1カ月の自己負担額が一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請により超えた額が高額療養費として支給されます

●自己負担限度額について

自己負担限度額は右表のとおり、年齢や収入状況に応じて決まります

●自己負担額の合算について

1カ月(1日から月末まで)の間に、同じ世帯の中で複数の方が受診した場合や通院と入院があった場合、複数の医療機関を受診した場合は自己負担額を合算することができます

●70歳未満の方は、次の①~④のとおり自己負担額を分け、21,000円以上のもののみ合算できます ①受診者ごと ②医療機関ごと(院外処方箋による調剤分は処方箋を出した医療機関に合算する) ③通院、入院ごと ④医科、歯科ごと

●70歳以上75歳未満の方は、金額に関係なく合算できます。ただし、外来のみの場合は、受診者同士で合算することはできません

●高額な医療費を支払った場合

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示しないで、医療費を支払い、その額が自己負担限度額を超えた場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請が必要になります

申請に必要なもの 保険証、領収書、世帯主の振込先口座番号がわかるもの

申請場所 国保課(市役所1階10番窓口)、勇払・のぞみ出張所

※高額療養費の支給は、各要件がありますのでお問い合わせください

70歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	世帯単位	
	自己負担限度額(3回まで)	4回目以降※
上位所得者	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満 自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※当月を含む過去12カ月間に、高額療養費に該当した月がすでに3回以上あった場合、4回目から軽減された限度額になります

広 告